

環境教育に関する取組について

平成22年10月22日
文部科学省

学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることが重要。

このため、学校教育においては、社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関わる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

(主な取扱い例)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・環境に関する知識・理解 | 社会科、理科、家庭科などの教科、総合的な学習の時間 |
| ・環境に関する体験活動 | 総合的な学習の時間、特別活動など |
| ・自然を大切にしようとする心情 | 道徳など |

(具体的な取扱い例)

循環型社会の形成にかかる環境への配慮等については、社会科や家庭科などで児童生徒の発達の段階に応じ指導することとしている。

小学校3、4年の社会科で、「廃棄物処理と自分たちの生活や産業とのかかわり」について、地域の廃棄物処理方法等を調査し、廃棄物処理が果たす役割や意味を考えさせ、廃棄物を資源として活用すること。

中学校社会科の公民的分野で、「地球環境、資源・エネルギー問題」について、課題学習を行い、資源循環型社会への転換を図るための省資源、省エネルギー及びリサイクルなどの必要性に気付かせ、自らの生活を見直し、これらの課題について考え続けること。

高等学校の家庭科で、身近な生活の中から環境問題に関わる物資・サービスの選択、購入、活用や生活の仕方を点検し、生活意識や生活様式を見直し、環境負荷の少ない生活を目指し環境に調和したライフスタイルを確立すること。

2. 学校における実践事例

(取組事例)

A市B小学校「ごみ減量大作戦」

- ・総合的な学習の時間で実施。
- ・4年生は、ごみ処理場を見学してごみについて調べたり、リサイクル体験(牛乳パック、古布のコサージュ作り、廃油の石けん作り)や資源ごみの回収を行う。

C市D中学校「Recycle-地球環境-」

- ・生徒会活動(特別活動)を中心に実施。
- ・電気・水道の使用量を示すグラフを作成することにより、使用量削減に向けた呼びかけ活動を実施するとともに、エコキャップ推進運動に賛同し、ボトルキャップを回収するための回収箱を玄関に設置している。

(取組事例)

E県F高等学校「地球環境保全のための活動」

- ・地域の清掃活動やエコスクール活動(特別活動)とエネルギー環境学習(総合的な学習の時間)を結びつけて取組み、地球環境保全のために活動する生徒の育成を目指している。
また、理科や社会科、家庭科などでも実施している。
- ・通学路・学校の近くにある河川の清掃活動
- ・ゴミ分別・ペットボトルキャップを集めポリオワクチンに交換
- ・エコツーリズム(間伐体験・バイオマスに関する学習)
- ・廃油セッケンやアクリルたわしの製作
- ・近くの川や池の水質検査・生物観察

学習指導要領の改訂について

平成18年12月に成立した改正教育基本法では、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」を新たに規定。

さらに、平成19年6月に成立の改正学校教育法でも、義務教育の目標として同様の規定を新たに加えた。

(参考1 教育基本法(抄)、参考2 学校教育法(抄))

教育基本法や学校教育法の改正を受け、平成20年3月に、小・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科などの関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図った。

新学習指導要領における環境教育の主な充実例【小学校】

【総則】

環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【社会科】

節水や節電などの資源の有効利用（第3・4学年）

自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域（第3・4学年）

国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止（第5学年）

【理科】

自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度の育成（第6学年）

身近な自然の観察（第3学年）

生物間の食う食われるという関係などの生物と環境とのかかわり（第6学年）

【家庭科】

自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫（第5・6学年・家庭科）

新学習指導要領における環境教育の主な充実例【中学校】

【総則】

環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【社会科】

持続可能な社会の構築のため、地域における環境保全の取組の大切さ（地理的分野）

地球環境、資源・エネルギーなどの課題解決のための経済的、技術的な協力の大切さ（公民的分野）

持続可能な社会の形成の観点から解決すべき課題の研究（公民的分野）

【理科】

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察（第3学年・第1・第2分野共通）

持続可能な社会をつくることの重要性の認識（必修）（第1・第2分野共通）

地球温暖化、外来種（第3学年・第2分野）

【技術・家庭科】

自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること（技術・家庭科（家庭分野））

新学習指導要領における環境教育の主な充実例【高等学校】

【総則】

環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【地理歴史科】

世界の資源、エネルギーなどの問題を大観（地理B）

【公民科】

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動（現代社会）

【理科】

持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら環境問題等の内容を取り扱う（内容の取扱い）

水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性、利用（物理基礎）

金属やプラスチックの再利用（化学基礎）

【家庭科】

環境負荷の少ない生活、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動する（家庭科）

環境教育充実のための主な施策について

1 . 環境教育実践・普及

(1) 環境のための地球学習観測プログラム (GLOBE) 事業

米国が提唱した学校を基礎とした環境科学及び環境教育に関する国際的なプログラムへの参加
全国 2 0 校を指定 (現在第 8 期、平成 2 1 ~ 2 2 年度)

(2) 環境教育・環境学習指導者養成基礎講座

環境教育リーダー研修基礎講座
環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する
講習会を開催

(3) 環境教育に関する実践発表会

全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行う
第 1 3 回全国環境学習フェア
日時： 1 1 月 2 0 日 (土) ~ 2 2 日 (月)
場所：高知県四万十市

2 . 環境を考慮した学校施設 (エコスクール) の整備推進

エコスクールは、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備し、環境教育の教材として活用するものである。これにより、学校が児童生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されている。(新エネルギー設備、木材利用、断熱化などの整備)

3 . 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

環境教育など、行政だけではなく地域や N P O 等の民間が主体となって課題解決に取り組むべき重要なテーマを指定して、地域の課題解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。

【参考1：「教育基本法」(抄)】

教育基本法 (平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～三 (略)

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 (略)

【参考2：「学校教育法(抄)」】

学校教育法 (平成十九年六月二十七日法律第九十八号)

(義務教育)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 (略)

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 (略)

参考3：新学習指導要領実施スケジュール（概要）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面实施				
小学校	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 算数、理科	全面实施		
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
中学校	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面实施		
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(年次進行) 数学、理科	年次進行 で実施	
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		